

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	道路占用許可事務			事業コード	2819
所属コード	81000	課等名	道路管理課	係名	管理係
課長名	宮田 晃	担当者名	吉田 清実	内線番号	2715
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な居住環境の実現	コード	3
	基本事業	生活道路環境の向上	コード	1
予算費目名	一般会計 14 款 1 項 7 目 道路占用料 (02-01)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 昭和 27 年度
根拠法令等	道路法及び盛岡市道路占用規則, 盛岡市道路占用料徴収条例, 同施行規則			

(2) 事務事業の概要

道路法第 32 条等に基づき、道路占用物件に対し道路占用許可を行い、有償物件については道路
占用料を徴収している。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

道路法の中で、道路占用物件に対し、道路の本来的機能を阻害しない範囲でのみ道路占用が認
められている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

生活の多様化に伴い、道路環境整備等市民の要望も多岐に及んでいる。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が，何が対象か）

道路法第 32 条第 1 項及び同法施行令第 7 条に規定されている占用物件

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 道路占用許可申請件数	件	1,948	1,804	1,800	1,918	1,800
B						
C						

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

道路法に基づき道路占用許可申請を受け，適切と判断される場合，その占用を許可した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 道路占用許可件数	件	1,948	1,804	1,800	1,918	1,800
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

適切な道路占用許可を行うことにより，道路環境の向上を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21 年度 実績	22 年度 実績	23 年度 計画	23 年度 実績	26 年度 目標値
A 道路占用許可申請件数に対する道路 占用許可件数の割合	☐ 上げる ☐ 下げる ■維持	%	100	100	100	100	100
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21 年度実績	22 年度実績	23 年度計画	23 年度実績
事業費	①	千円	0	0	0	0
	②	千円	0	0	0	0
	③ 方債	千円	0	0	0	0
	④ 般財源	千円	0	0	0	0
	⑤ の他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥ べ業務時間数	時間	800	800	800	800
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	3,200	3,200	3,200	3,200
計	トータルコスト A+B	千円	3,200	3,200	3,200	3,200
備考						

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

道路環境の向上という点において結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務である。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

道路占用許可申請によるため、向上余地はない。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

事業費については、道路占用許可は道路管理者が行うものであり、外部委託できないため削減できない。また、適正な事務を継続するためにも人件費は削減できない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

法定事務であるため、現状維持が必要である。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

法定事務であるため、現状維持が必要である。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

道路の本来的な機能を阻害しない範囲内で、道路占用物件に対して道路占用が認められるため、必要な事務事業である。